

かつらぎ町住民票の写し等の交付に係る本人通知について

「本人通知」とは

「住民票の写し等」を第三者の請求により交付した場合、交付の事実をご本人に通知することによって「住民票の写し等」の不正請求または不正取得による個人の権利侵害の抑制及び防止を図ることを目的としています。

通知書では、次に掲げる事項をお知らせします。

- 交付年月日
- 交付証明書の種別
- 交付通数
- 請求者の種別（氏名、住所等の個人情報掲載されません）

「住民票の写し等」とは

「住民票の写し等」とは、一般的に「住民票」や「戸籍」と呼ばれる証明書も含め、様々な証明書を指します。かつらぎ町では、次に掲げるものを「住民票の写し等」と定めています。

- 住民票の写し（住民票）
- 消除された住民票の写し（住民票の除票）
- 住民票記載事項証明書
- 戸籍謄本又は戸籍抄本
- 除籍謄本又は除籍抄本
- 改製原戸籍謄本又は改製原戸籍抄本
- 戸籍の附票の写し
- 消除された戸籍の附票の写し

「第三者」とは

登録者本人以外の者を指します。ただし、次に掲げる者は通知対象外となります。

- 住民票関係 …… 登録者本人と同一世帯に属する者
- 戸籍関係 …… 登録者本人の配偶者、直系尊属及び直系卑属
(例：夫、妻、子、孫、父母、祖父母 等)
- 国又は地方公共団体の機関

※ 登録についての注意事項

- (1). 通知を受ける為には事前の登録が必要となります。
- (2). 本制度はあくまで交付の事実を通知することを目的としており、第三者からの「住民票の写し等」の請求があった場合に交付を拒否したり、交付の可否をお問い合わせしたりする制度ではありません。
- (3). かつらぎ町では、本制度登録に関して有効期限を定めておらず、廃止の届出がなされるまで継続して通知いたします。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は登録廃止の対象となります。
 - 「氏名」「住所」及び、その他「事前登録した内容」に関して変更が生じた場合において、登録内容変更の手続きがなされず、通知書が返戻された場合。
(例：引越して住所が変わった場合や、結婚して氏や戸籍が変わった場合 等)
 - 登録者が死亡又は失踪宣告をされた場合。
 - 登録者が海外に出国した場合。
 - 登録対象の「住民票の写し等」が職権により消除された場合。
 - 登録対象の「消除された住民票の写し」又は「戸籍の附票の写し」が保存期間経過により廃棄された場合。
- (4). 本制度申請時は、本人確認書類の提示又は提出が必要です。
(顔写真入り住民基本台帳カード、個人番号カード、免許証、パスポート等)
- (5). 代理人による申請の場合、前項の本人確認書類の他、次に掲げる書類が必要です。
 - 法定代理人 … 戸籍謄本等、法定代理人である資格を証明する書類。
 - 委任代理人 … 登録者本人からの委任状等。

※代理人による申請において、登録対象者の現住所を特定できる書類をお持ちでない場合は、申請書に記載された住所地の市町村に対して居住の確認をする場合がありますので、ご理解ご了承ください。